

総務委員会・環境福祉委員会 連合審査会会議記録

総務委員長 工藤 大輔
環境福祉委員長 千葉 康一郎

1 日時

平成 21 年 3 月 6 日（金曜日）午後 8 時 35 分開会、午前 0 時 00 分散会
（うち休憩午後 9 時 53 分～午後 10 時 30 分、午後 11 時 00 分～午後 11 時 30 分）

2 場所

特別委員会室

3 出席委員

〔総務委員会〕

工藤大輔委員長、郷右近浩副委員長、佐々木一榮委員、中平均委員、千葉伝委員、
小野寺研一委員、高橋比奈子委員、吉田洋治委員、久保孝喜委員

〔環境福祉委員会〕

千葉康一郎委員長、小野寺有一副委員長、及川幸子委員、三浦陽子委員、高橋元委員、
樋下正信委員、高橋博之委員、木村幸弘委員、及川あつし委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

〔総務委員会〕

菊池担当書記、二宮担当書記、伊藤併任書記、佐々木併任書記、松川併任書記

〔環境福祉委員会〕

鈴木担当書記、菅野担当書記、津軽石併任書記、花山併任書記、河野併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 地域振興部

藤尾地域振興部長、千田副部長兼地域企画室長、菅原地域企画室交通政策参事、
平野地域企画室交通担当課長

(2) 総務部

川窪総務部長、菊池副部長兼総務室長、高橋参事兼予算調製課総括課長

(3) 保健福祉部

岩淵保健福祉部長、千葉副部長兼保健福祉企画室長、六本木公的医療改革担当技監、
野原保健福祉企画室企画担当課長、柳原医療国保課総括課長

(4) 医療局

田村医療局長、細川医療局次長兼病院改革室長、熊谷参事兼管理課総括課長、
八木参事兼業務課総括課長、根子病院改革室経営改革監

7 一般傍聴者

4人

8 会議に付した事件

(1) 議案第 46 号 平成 20 年度岩手県一般会計補正予算（第 5 号）再議の件

(2) 議案第 58 号 平成 20 年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第 1 号）再議の件

9 議事の内容

○千葉康一郎委員長 これより総務委員会・環境福祉委員会連合審査会を開会いたします。

総務委員会、環境福祉委員会両委員長間の協議により、私が連合審査会の委員長の職を行うことといたしましたので、御了承願います。

初めに、当連合審査会の審査の方法について申し上げます。まず、本件について執行部から再議に付した理由を求め、再議に関連する部分について質疑を行い、連合審査会終了後、各委員会において討論、採決することとなりますので、あらかじめ御了承願います。

議案第 46 号平成 20 年度岩手県一般会計補正予算（第 5 号）再議の件及び議案第 58 号平成 20 年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第 1 号）再議の件を一括議題といたします。

まず、当局から本件に関し再議に付した理由の説明を求めます。

○川窪総務部長 よろしくお願ひいたします。再議に付させていただきました理由についてでございますけれども、再議書のほうにも記載をさせていただきましたとおり、医師不足が危機的な状況となっております中で、これまでと同様の機能や規模を維持していくことが困難という状況でございます。今回の新しい経営計画を策定し、この計画を本年 4 月から実施していくことが必要という状況になっておるものでございます。そうした中で、今回地域診療センターの患者さん方が入院を必要とする場合に、その患者さん及びその家族の皆様につきまして地域診療センターと基幹病院等との間を無料で送迎するための交通手段を確保するために必要な予算ということで、マイクロバスの整備に要する経費を 2 月補正予算に計上させていただいていたところでございます。この交通手段の確保という意味でのマイクロバスの整備は不可欠なものでございまして、また国の 2 次補正予算による交付金の活用ということも可能であることもございまして、2 月補正予算として措置をさせていただきたいと考えているものでございます。

今回の修正された議決におきましては、この交通手段の確保ができなくなるということから再議をお願い申し上げまして、ぜひともマイクロバス購入費の予算計上をお認めいただくようお願いするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○千葉康一郎委員長 ただいまの説明に対し質疑はありますか。

○小野寺有一委員 再議についてお尋ねをいたしますが、地方自治法第 176 条第 1 項の定めによりますと、再議は 10 日以内に理由を示して、これを再議に付することができるとい

うことでありますが、この再議を即日かけた理由をお示してください。

○川窪総務部長 これはこのマイクロバス購入費の予算自身につきましてもできるだけ早く予算措置をお願いしたいということもございまして、むしろ大きな事情といたしましてはその他の2月補正全体につきましてもできるだけ早く成立をお願いしたいという内容がたくさん含まれているということもございまして、できるだけ早いタイミングにという考え方から本日お願い申し上げているものでございます。

○小野寺有一委員 きょうからの連合審査会においては非常に論理破綻を来した答弁が多いようでございまして、我々は先ほど修正予算を可決したわけでありまして、その他の議案についてはオーケーという議決をしたわけでありまして、その他の議案を早く通して欲しいために再議にしたというのは全くの論理破綻だと思いますので、もう一度御答弁を求めます。

○川窪総務部長 今回の点につきましては、本会議でも先ほど申し上げましたけれども、議会で減額削除ということになりました事業につきましては、それを執行することはできなくなるものでございますことから、その予算がどうしても必要だというふうに考える場合には議会で確定した議決として決定、確定になるということを何とか回避させていただくことをお願いせざるを得ないという事情がございまして。そういったふうに見たときに、現行の制度の中では、いわば議会における減額削除の法的な効果が確定するということを何とか回避できる手法ということになりますとこの再議という手法しかないものでございます。

そこで、やむなく再議の手法をお願いすることにしたものでございますけれども、この再議をお願いいたしますと、再議の対象といたしますのが修正部分のみならず修正後のその他の原案部分といたしますか、それを含めました修正後の補正予算全体が再議対象として一たん決定状態からペンディング状態に戻るといようなことになる仕組みでございまして。したがって、全体がペンディング状態に戻るといことでございまして、その全体をどのような形にせよ、その前提の中には先ほど申し上げましたさまざまな経済対策等の予算が含まれておりますことから、全体が一たんペンディングになったものをどのように議決をお願いするかという意味でお諮りする再議についてはできるだけ早くお願いすることが適当であろうというふうに考えたものであります。

○小野寺有一委員 委員長にぜひお願いをしたいのでありますが、私が先ほどお尋ねしたのは今回のマイクロバスにかかわる以外にもたくさん案件があつて、それが早く進められなければならないためにこれをお願いした。だけれども、再議をかけることによって、我々が認めた部分以外のところまでも結局引き延ばすことになってしまったということでありまして、それでなぜそういうことをしたのか。今の話で再議をかける理由はわかりましたけれども、先ほどの私のお尋ねに対しては何一つお答えいただいておりますので、もう一度お答えいただけるように委員長から御注意をお願いしたいと思っております。

○川窪総務部長 先ほど申し上げましたように、再議をお願いせざるを得ないかどうかのほうの判断の基準としては、まずマイクロバス購入費のほうが不可という状態で議決が確

定するという事はどうしても避けさせていただかなければいけないので、その手法として再議しかないだろうという判断でございます。

次に、その再議という手法を選択させていただいた場合には修正部分を含めた、修正部分以外の全体を含めた修正後の補正予算というものがペンディング状態に戻るということになりますので、これは法律上そういう仕組みになっております。したがって、それをマイクロバスの事情で再議という手法をお願いせざるを得ないということがあるということと、その手法を選択しますと全体がペンディングに戻るということがあることから、そういう意味で急ぐといえますか、できるだけ早く再議の手続きをとらせていただくことが適当だというふうに考えたものでございます。

○小野寺有一委員 昨日の連合審査会での御答弁では、今回の地域活性化・生活対策臨時交付金というのは、3割分は平成21年度に入ってからでも交付が受けられる交付金だというお話がございましたけれども、これを新年度の予算に例えば追加の予算として提案するか、そういったほうがはるかに今回のマイクロバス以外の議案をスムーズに通す方法があったのではないかと思うわけでありまして、それをなぜこの再議という方法を選択されたのかお示してください。

○高橋参事兼予算調製課総括課長 最初に、なぜきょうこの日に再議かというお話がございましたが、修正議決された補正予算について一部でも執行いたしますと再議というのはできなくなるということがございまして、再議の部分も含めましてできるだけ早くお認めいただきたいという趣旨から日を置かずに再議をさせていただいたというのが一つでございます。

それから、交付金の関係でございますが、きのうの私の説明が不十分だったせいと思えますけれども、交付金が交付されるのは今年度限りでございます。それで、そのうちの3割までは一たん基金に積み立てて来年度も使えるということで申し上げましたけれども、既に平成21年度の予算を組む際に一たん積み立てた3割分については歳出を賄うための歳入ということで計上している。言ってみれば丸々交付された分は今回の2月補正、それから来年度の平成21年度予算も含めて使い切っているという、予算上ですね、そういった状況でございましたので、委員のおっしゃるように、例えば来年度の補正といったようなことについてはできないといった趣旨でございました。

○小野寺有一委員 再確認をさせていただきたいと思うのですが、今回の議案が例えば再議で、これがもう一度マイクロバスの購入分を含むものが認められた、可決されたという場合には、そこからバスの調達をして、それからバスを実際に運行させるまでにどのぐらいの時間を要するというふうにきのうお答えになったか、再確認でお答えいただきたいと思えます。

○根子病院改革室経営改革監 今回の補正予算が措置されたということになりますと、それから入札、契約の手続に入ります。それで、具体的なその期間というのはその点詰めていかなければいけませんけれども、5月中というふうに見込まれるのではないかとこのように

に考えております。

○小野寺有一委員 先ほど本会議場での飯澤匡議員の質疑によりますと、発注から納車されるまでに約3カ月、現在ではかかるのではないかというふうに車両についてプロの方がおっしゃっていたわけですが、これが5月中には運行できるようになるという根拠はどういったことなのでしょう。

○根子病院改革室経営改革監 私どものほうで車両を買うというこれまでの手続を踏まえて、できるだけ早くということであれば5月中に何とか納車できるのではないかというふうに考えています。

○小野寺有一委員 例えば先ほど入札して契約というふうにおっしゃいましたが、例えば入札して一番安く入札された業者さんが、例えば半年後からしか納車できませんというふうに言った場合にはどっちを優先されるのですか。

○八木参事兼業務課総括課長 契約する場合は、当然条件をつけての入札になりますので、納期限を付しての入札ということになって、そこで決まった場合にその業者に期限で入れていただくという段取りになります。

○小野寺有一委員 そうすると、納期限の条件を満たせる入札者がいないという場合には、どういうふうになるのでしょうか。その間はずっとマイクロバスとか交通の代替手段というのを運行しないわけでしょうか。

○根子病院改革室経営改革監 基本的にはマイクロバスが納車されるまでの間はジャンボタクシー等で交通手段を確保したいというふうに考えております。

○小野寺有一委員 またまた論理破綻が出てしまったのですが、再議書の最後の2行には、修正された議決では、この交通手段の確保ができなくなりますというふうに書いてありますが、これは今のお話ですと今回の議決があってもほかの手段があるということの証左ではありませんか、どのようにお答えになりますか。

○根子病院改革室経営改革監 今回の交通アクセス、交通手段の関係につきましては入院患者さん、それから家族の利便性の向上ということで考えております。それで、ジャンボタクシーなり、マイクロバスなりという比較検討の結果、マイクロバスのほうが適当ではないかということで、そういった方向でいくということですが、先ほど申し上げましたように今回の補正予算通過後の契約等の状況の中で若干タイムラグが出るということにつきましては、その分交通アクセスを確保するという観点からすればジャンボタクシーなりで当分の間対応してまいりたいというふうに思っております。

○小野寺有一委員 そうしましたらば、そのマイクロバスが運行を開始するまでの間の例えばジャンボタクシーなり、そのかわりの交通手段の予算というのはどこに措置されているのでしょうか。

○根子病院改革室経営改革監 ジャンボタクシー等の経費になりますけれども、それについては平成21年度の予算の中で考えております。

○小野寺有一委員 それでは、平成21年度予算の話になってしまっていますが、これは今

回の補正予算に大きくかかわる問題ですのでお尋ねをさせていただきますが、平成 21 年度予算の中のどの部分に、それが何カ月ぐらいの想定で織り込まれているのでしょうか。

○熊谷参事兼管理課総括課長 ジャンボタクシーにつきましては、平成 21 年度の収益的収支の費用のうちの使用料賃借料の中に入っております。使用料の中に入っております。車両賃借料でございます。期間でございますが、4月、5月ということで2カ月程度見ているということでございます。

○小野寺有一委員 お幾ら見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○熊谷参事兼管理課総括課長 2,000 万円程度見込んでございます。

○千葉康一郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

○久保孝喜委員 小野寺有一委員の質問と若干関連する部分から始めたいと思いますが、総務部長にお尋ねをいたします。本会議場での質疑のやりとりも含めてもうちょっと整理してお聞きしたいのですけれども、再議にかけなければいけない当局にとっての必然性というのは何なのかもう一度明確に単純にお尋ねしたいと思います。

○川窪総務部長 予算との関係で、予算は議会にお諮りして御承認をいただいて初めて成立し、確定するものでございます。その審議の中で、この事業は予算から外すということで減額削除された予算については、ほかに枠的予算があるからといってそれで執行するわけにはいかないというものだということでございます。したがって、足の確保の中のバスの購入費というのはまさにその中心を占めている部分でございますので、その中心を占めているバスを買う部分につきまして、それを買ってはならないということで議会の議決がいわば確定をするということになった場合には、これはやはり買うということをはかのやりくりとか財源の捻出とかで買うことはできなくなるということから、何とかこれはマイクロバスを整備し、足を確保したいというものは、これは計画で平成 21 年度からの姿としてお示ししている中身でございますので、それを実施するための予算につきましては、これを2月議会にお諮りをし、お願いをしていくということが続いているなければいけないというふうに考えておきまして、その状態をお願いするためには議会の議決として、その事業費は不可である、バツであるという議決がそこで確定してしまうということについて、何とかこれは避けさせていただきたいということでございまして、その手法が再議という手法以外にないということから、やむなくこの再議の手法をお願いしているというものでございます。

○久保孝喜委員 説明が丁寧過ぎてよくわからないわけですが、今の論理でいくと、例えば議会できざまな予算に関して修正があると、それはほとんどのケースが再議に付さなければならないような状態に私は理解したのですが、そういう理解なのでしょうか。

○川窪総務部長 議会でその事業をやってはならない、不可であるというふうな議決になったものについて議会の御判断であればこれはやむを得ない、その事業をやるのをやめよう判断できるものについては当然そこで再議をするなどということはあってはいけないこととございます。また議会の過半数で示された意思に異を唱えるというのは、これもまた

大変異例中の異例ということでございますので、そう軽々にやってはいけないことだということとは重々承知しているところでございます。ただ、今回のこのバスの確保ということについては、ではそこでやっぱりやめましょうというふうな判断をするわけにはどうしてもいかないということから、これについてだけは何とか議会の議決の確定を先ほど申し上げた避ける手法としてお願いするということで、そういう判断をさせていただいているものでございます。前例となって、とにかく減額になったら何でも再議というような発想は毛頭ございませんので、そこはよろしく御理解いただければと思っております。

○久保孝喜委員 どう聞いても今の話も含めて、例えば中心を占めている事業であるというような言葉が先ほどちょっと出ましたけれども、それでは、無床化問題の中心を占めているのはこのマイクロバス購入なのですか。そうではないわけでしょう。当局の皆さん方が、医療局の皆さんも含めて説明しているのはマイクロバスの購入については今までの住民説明会やなんかの中で住民のほうから上がってきたそういう要望に対する、私はそれもちよっと怪しいと思うのですが、その要望に対しての付加的な提案で今回補正につけたということなわけで、その意味ではこのマイクロバスの購入がそれをしなければ本来の事業である無床化そのものの事業の存否にもかかわるような中心的な施策だというふうに部長は言っているわけですか。

○川窪総務部長 ちょっと申し上げ方が悪かったかと思えます、済みません。交通手段を確保するという事業の中の中心的部分がバスの購入費というつもりで申し上げたところでございます。実際にバスを運行するためには車を買ただけでは運行できませんので、それを例えばドライバーの方を賃金で雇うというような費用が必要であったりとか、あるいは車検費用が必要であったりとかあるわけでございますけれども、そういう全体が運行するという事業費になるのですけれども、その中の中心を占めているところが物そのものの購入という意味で中心と申し上げたつもりでございました。大変失礼いたしました。

○久保孝喜委員 そうであればあるほど前回の連合審査会の中でも指摘をさせていただきましたが、他の交通手段の確保というさまざまな選択肢の中で、このマイクロバス以外にその手段がないのだということの説得力ある説明が前回の連合審査会でもなかったわけですよ。そのことが我々にとってはこの予算は、実は非常につけ焼き刃で、かつ論理破綻をしているというふうにとらえた主たる背景なわけです。そういうことをさらさら具体的に説明もない中で再議に付すなどというのは、結果的に意に添わない議会の意思があれば再議に付すのだというような態度に見えてしょうがないというふうに私は思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

○川窪総務部長 先ほどマイクロバスを運行するという交通手段確保事業といいますか、その中のバス購入部分が中心部分というようなことを申し上げましたけれども、このマイクロバス購入による運行方式が他の手法に比べて経済的だという説明をあわせて申し上げたところでございます。いわば一番経済的な手法を選ぼうとしているものの中の中心的な部分について、それは不可だという議決が確定してしまいますと、それそのものをやること

ももちろんできないわけでございますし、それを上回るお金のかかるものを既存の予算の中で勝手にやらせていただくということも、これはまたさらに輪をかけてできないことであろうということから、この部分について、ここでバツだという議決が確定するということについては何とか避けさせてほしいというお願い事でございます。

○久保孝喜委員 堂々めぐりの話のようで、質問する私も委員の皆さん方に大変申しわけないと思うのですが、では別な角度でお聞きしたいと思います。先ほど本会議で知事は再議に付することにした理由の背景の一つとして修正案を検討する時間がなかった旨の発言がありましたけれども、これはどういう意味だというふうに、もう少し丁寧に説明をしていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○川窪総務部長 修正案検討というのは、正確な趣旨が私もちよとはっきりわかりませんが、恐らく結果的に昨日の委員会における御審議を通じても、またきょうの御議論を通じても2月補正を当初予算の審議に先立って、先にここで判断する、あるいはしてほしいと言われても、これはちょっと審議未了ではないだろうかという御議論もかなりあったものというふうに理解しております。そういう目から見ますと、例えばでございますけれども、昨日総務委員会でもちょっと議論になりましたけれども、2月補正予算の中でこの3月6日というきょうのタイミングで成立をお願いすべきもろもろの2月補正予算と、それから当初予算の審議が終わる時期まで一緒に審議を続けて、最後にそのときに一緒に判断をしていただく、例えば2月補正予算の中の一部というような形で二つに分けるような手法とか、そういうようなことなども後から思えば議論の余地があるのかもしれないということがあるのですけれども、修正案がいわば提出され、委員会でも可決され、そして本会議で審議をされるという日程に乗ってしまいますと、そういうやり方もあるかもしれないなというやり方をその時点から始めるとかということは技術的にもできなくなってしまうという議論が庁議で検討している議論の中にもありましたことから、そういうことを思い出しながら述べられた話ではなかったのかなと私としては理解しております。

○久保孝喜委員 なぜ再議にした理由にここまでこだわるかという、きょうの知事の提案の際にも言っておりましたが、岩手県議会史上初と、こういうことです。私も地方議員の経験もありますが、私自身も初めてなのです。つまり再議というのは3分の2の議決を要するという特別な条項があることに象徴されるように極めて重い、かつ重大な執行権の侵害にも当たるようなという判断があったときにこそ、いわば首長としての拒否権発動としての再議というのがなされるものだというふうに私は先輩諸兄も含めて聞いてきたわけです。つまり先ほど部長が言ったように、軽々に何でも再議に付せばいいのだということではないのだと。だからこそ3分の2という極めて重い議決要件が付されて、この再議という定義が自治法上の中にもあるのだというふうに思うのです。ところが、幾ら聞いてもこの問題は確かに無床化全体の計画の中の一つの事業ではあるけれども、これを切り離したことで無床化全体の事業がとんざをすとか、あるいは性格が変わるとか、つまり執行権に対する重大な侵害であるというふうにみなされるような要件は私はどこにもないというふうに思う

のです。だからこそこの再議に付した理由の問題を実はしつこく聞かせていただいているわけなのです。

本会議の議論にもありましたが、再議というのはこの後委員会の採決の後、本会議に付されて3分の2なわけでしょう。3分の2に達しなければこれが否決になるということで、その後今度はもともとの原案が上程されて、その採決が行われていくという、こういう過程をたどるのだというふうに理解をしておりますが、その際には今回修正されたもともとの議案、原案をまたそのまますつと出して採決をさせるという手続をお考えになっていらっしゃるのですか。

○川窪総務部長 まず、最後の仮定の話ということでございますので、あくまで仮定の話ということでお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、再議の対象になっている修正案が仮に成立しないという結論になったときの原案の次の審議ということにつきましては、これは修正前の原案そのものを提出するというような手続ではございませんで、もともと既に提出されている原案が議題に上るといようなものでございますので、執行部のほうから提出するという性格のものではないというものでございます。ですので、それが議題となって議事の対象になるものでございます。

○久保孝喜委員 結局そういう形で議会の手間と時間と労力を延々と費やしていかなければならないことにこの再議をかけるということはそういうことを意味しているわけですよ。この3分の2の議決で仮に否決された場合、もともとの原案がまた採決をされる。そこでは今度は過半数以上の採否で決まっていくということで、そこでまた否決をされると、また今度は補正予算全体が完全に宙に浮いてしまうということにもなりかねないわけです。そういう可能性も秘めた付議の流れになっていくわけです。我々が修正をかけて、この部分は何とか2月補正で残したいといったことまでも実はそういう流れの中で否決してしまうと補正予算全体がぶっ飛んでしまう。こういうリスクまで侵してこの再議をかけたということの理由は何なのでしょうということになっていくわけなのですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○川窪総務部長 先ほどの御指摘もいただいておりますけれども、今回再議をお願いしているのは先ほど御指摘になった執行権の侵害とか、そういうようなことを感じているわけでは全くございませんで、その車が何であれ、車を購入するという経費についてそれを買うことがだめだというような意味で削除するということは、これは執行権の侵害になるようなものではないと思っております。仮に執行権の侵害になるような予算の修正であれば、それはその修正された予算が執行できるかどうかという以前の問題として、そっちの理由で再議をお願いするとかということに多分なるのだと思うのですけれども、今回はそういうことではなくて、執行権の侵害とか、全くそういう話ではなく、修正になったその議決内容のまま確定をされますとマイクロバスを買うという足の確保というお約束をして、こういう対応しますといった対応が困難になるというところがどうしても平たい言葉で言うと困るポイントであったということから再議をお願いしようとしているものでございまして、

そこのところがわかりました、それをやめますと言えないポイントであったというところ
でございます。

○久保孝喜委員 依然としてそれは執行部のメンツだとか、あるいはもう既に平成 21 年度
予算の審議もお願いしているという既成事実の中でいえばそういうことになるかもしれま
せんが、通常どの市町村議会でもそうなのですけれども、例えば具体的な採否の可能性につ
いてどの市町村でも議会对応というのは神経使いますから、この議案が否決されるかもし
れないといった場合は、その採決の前段に例えば撤回をして、一部修正を加えてもう一回提
案するだとか、あるいはまた修正をかけられればその部分については、では別の形で後日提
案をもう一回かけるとか、追加議案にするとか、具体的な手だては幾らもあるわけです。し
かも、先ほど来申し上げているようにマイクロバスそのものの購入が無床化計画全体の根
幹を揺るがすようなことではないというふうに認めるのであればあるほど、この問題は再
議以外の手だてを尽くすことは十分に可能な内容だったのではないかとということをお申し上
げたいと思うのですが、そういう検討はなされたのでしょうか。

○川窪総務部長 何点かございまして、例えば撤回というのは恐らく一度撤回をしてちょ
っと違うものに出し直すとかという趣旨で御指摘いただいたのだと思いますが、例えば一
度撤回をして出し直すというのは、このマイクロバスの部分がなくていいというふうな形
で出し直すことは正直考えがたいところがございますので、仮に撤回して出し直すみたい
なことを考えるとすればマイクロバス関係についてはちょっと切り離して後ろ倒しして御
審議いただくような格好で二つに分けてとか、そういう話は技術的にいいとか、あるいは当
初予算とあわせて審議する形にしようかということでお認めいただけるのであれば、そう
いう案は十分あり得るのだらうという議論は内部でも確かにございました。その場合に、た
だ撤回をしてそういう形に組みかえて出し直すというようなことをさせていただくとすれ
ば撤回をする対象というのは最初に出した原案を、執行部が出した原案についてはそれを
一度撤回させていただいて二つに分けて出し直すということはできるのでございますが、
修正案が議案にかかっている間は、修正案のほうが審議をされておられるわけですので、そ
ういう意味で再議をした結果として、原案のほうが議題に戻ってきたときにそういう考え
方の対応ができないのかという議論は大いにあるというところだと思っております。すけれ
ども、もとの原案が議題に戻ってきてなくて、修正案が議題としてかかっている状態のタイ
ミングのときにはそういう対応ができないというところがあるということも、これもまた
議論の中でさまざま検討したところでございます。

それから、追加の議案というような意味では一度それを削るという修正案が確定したと
きに、それについてわかりましたといいながら、同じ中身のものを、同じ中身のようなもの
を一方で出させていただくというようなことが許されるのかという議論もまた一方にある
という議論もいたしました。修正案が削るという内容の案であったものですから、同じもの
を同じ議会の同じ場所に出し直すということについては、それもまたできないのではない
かといういろいろな議論の中で、再議の形で一度修正案の削るという議会の御判断を

確定ということにならないような手続のお願いの手法をとらせていただくしかないのかなというさまざまな検討の事情があった中でのお願いごとということになってございます。

○久保孝喜委員 今の答弁は、非常に私は重要だったと思います。というのは、再議をお願いして3分の2の議決を経て、原案が戻ってきたときに分割をして出し直す可能性があるかもしれないということを今言いましたよね、そういう理解でいいのですか。

○川窪総務部長 現時点でこの先のことがわからない中で余り申し上げるのも僭越かと思いますが、分割して、仮に出し直すというようなことは技術的にはあり得ると考えております。その場合に分割してお諮りした際にその他もろもろのほうは可となるけれども、バスのほうはその時点で速やかに否になってしまうということになってしまいますと、これまたバスのほうの予算は当初予算とあわせて引き続き御検討をお願いしたいという趣旨で分割するにもかかわらずみたいな議論になってしまう部分もございます。そこはちょっといろいろ御協議をさせていただいた結果としてというようなタイミングでの話かなとは思いますが、結論だけ申し上げれば技術的にはそのような可能性というのはあり得るのだらうというふうに思っております。

○久保孝喜委員 技術的に可能、つまり一つの選択肢にはなり得るという解釈ができると思うのですが、そういうことであれば再議に付きなくても修正案そのものでバスの部分が抜けたわけですから、その部分を本来原案が戻ってきたときにバスの部分を分割して出し直すことは可能かもしれないという可能性があるのだとしたら、再議そのものを出す必要はないではないですか。それは、そういう可能性の選択をきちんと検証すれば我々がこうして再議をもう一回時間をかけてやるという手間は大いに省ける話なわけでしょう。非常に県民にもわかりやすいと、私はそう思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○川窪総務部長 ちょっとまた仮の話で大変申しわけないのですが、再議をお願いせずに否となる削除する部分をその議決としては削除するという議決で、いわば結構ですということとでそちらを確定させておきながら同じものを追加でそこに出すというわけにはいかないだらうという、そういう議論もいろいろございまして、そういう観点からさまざま検討すればやはりこの道しかないのかなと。この道が極めて例外中の例外の話であるということとは重々承知しておるのですけれども、今回のケースにおいてはやむを得ざる選択ということでぜひ御理解をいただければと思っております。

○久保孝喜委員 ここでもまた堂々めぐりの話になってしまうのですが、私らが考えるには再議に付きなくても修正された部分について議会の意思として修正案を一度可決したわけですから、その可決されたマイクロバス購入に係る交通手段の確保というのを別な観点で練り直して、例えば2月補正ではなくて新年度予算の追加議案としても出すことは可能だらうと、そういう可能性を秘めているということをもっと言いたいのの一つ。

それから、もう一つは、どうやったって4月1日からのマイクロバス運行はできないというのが先ほど来のお話なわけですから、実際に例えば運用の問題として、納車になるのが、

2カ月後になるか、3カ月後になるのかわかりませんが、そういう間に地域の皆さん方、市町村とも含めてこの間の連合審査の中でも出されたような十分な協議をして、どういう運行形態あるいはどういう交通手段の確保が必要なのかということの議論をどうせその間はマイクロバスではないジャンボタクシー等でやると言っているのですから、その期間が若干長くなる、そのリスクを侵してでも、つまりそういう協議をすべきなのではないかと。だから、このマイクロバスに係る交通手段の確保というのは何も目くじら立てて再議に付すような話ではないというふうに私は思ったわけですが、そういう可能性なり方向性というのは全く選択できない何か特殊な事情でもあるのですか。

○川窪総務部長 やはり経済的に最も効率的というようなことも含めまして、どの時期からどのパターンで運行するかというのはちょっと私には答え切れませんが、来年度にかけての繰越予算の中で、実際の納品の日がいつになるかはいろいろな協議の結果として、若干前後あるのかもしれませんが、マイクロバスを買うことを先ほど申し上げました中心に置いた形での交通手段確保というのが最も効率的、合理的だということの中でお願いすることとしては、しかもそれをお願いしたのが先ほど申し上げましたが、バツだという形で確定するというこの中では、そのほかの対応がとり切れなくなってしまうというようなことからお願いしているものでございまして、ぜひよろしくお願い申し上げたいと思っております。

○千葉康一郎委員長 ちょっと待ってください。これどこまでいくかわかりませんが、かなりありますか。

○久保孝喜委員 長くなって大変申しわけありません。この再議の問題は、議会史上初であるがゆえに前例にも当然なっていく話ですから、再議にかけなければならない必然性、そしてその重要性、その予算との関連性を含めてこのところをきちんと明確にしない限り、私たちは3分の2という非常に重い議決に参加することはなかなか不可能だと、そういう思いで質問させていただいておりますので、ぜひその点を御了承いただきたいというふうに思います。

そこで、いまだにさまざまな方法論があるにもかかわらず再議に付したというところで私はちょっとひっかかっているわけなのですが、先ほどちょっと例示したように例えば補正予算ではないけれども、追加予算として提出をすることも場合によってはマイクロバスに限らず私は可能であるという判断をしたがゆえにそういう話をしているわけですが、マイクロバスでなければならないという具体の判断理由について医療局の側にお尋ねをしたいと思っております。

○根子病院改革室経営改革監 今回の交通手段の話、先ほど申し上げましたが、センターの入院患者さんと、それから家族を対象にするということでもございまして、その方々について送迎する手段ということで考えてまいりました。その中でジャンボタクシー、それからマイクロバスということで比較した上でマイクロバスのほうが効率的に運転できるという判断のもとに今回の補正予算のほうにお出ししたということでもございます。

○久保孝喜委員 それでは、ちょっと具体的な数字をお示しいただきたいのですが、5台のバスをそれぞれの診療センターに配置をするという考え方なのでしょうけれども、そこでの推測される乗車人員、朝昼晩の需要があるというふうに言われていますので、その需要の推測の数をお示してください。

○根子病院改革室経営改革監 センターの入院患者さん、大体平均13人ぐらいでございます。

(久保孝喜委員「診療センターごとに」と呼ぶ)

○根子病院改革室経営改革監 診療センターごとの入院患者の数でございますけれども・・・(久保孝喜委員「マイクロバスが必要だという根拠になる数を教えてください」と呼ぶ)ですから、入院患者さんの数というのがそれぞれ9人から16人ぐらいおりますので、そういった数をもとに、特に家族の方が中心になると思いますので、その家族の方々が利用するということが最大で十五、六人ぐらいの利用があるのではないかとということで、今回マイクロバスで利用するという形で考えているものでございます。

(久保孝喜委員「答弁漏れ、朝昼晩の数」と呼ぶ)

○田村医療局長 今回の朝昼晩というお話ありましたけれども、要はジャンボタクシーを当初想定したという話をしましたけれども、想定は、こういうのを走らせるときにはマックスの状態をイメージしなければならない。1日の総人数以前に、来たときに乗りそびれる人はやっぱり避けたいということがありました。それで、朝昼晩のお話も通常の方でいきますと朝行ってお昼ぐらいに帰る方もいるでしょうし、昼ごろに行って夕方に帰る方もいるだろうというようなことで、3往復というのをどういうふうに、ぼんぼんと戻るのがいいのか、少し間を置くのがいいのか、その辺はそれぞれの診療所単位で、いわゆるダイヤの工夫は必要だと思いますけれども、基本的になぜジャンボタクシーからマイクロバスに乗りかえたかというものの根本のところはピーク時に多分9人では足りないだろうと。それはお話しした範囲では、特に市町村の首長さんからいろいろ話を聞いていると、毎日のように行くのが結構あると。しかも家族の中でおばあちゃんが行ったり、お嫁さんが行ったり、1日に行ったりしているのもあるのだと。そういうようなお話を聞かされたときに、ちょっともしかしてジャンボタクシーでは乗り切れない人が出てくるということで、もともとジャンボタクシーだって安くないものですから、それであれば積算の過程でマイクロバスがやはり一番安いので、何とかマイクロバスという方法でやるのがベストなのではないかという判断をさせていただいたということです。

○久保孝喜委員 前回の連合審査の際に、局長がどういう交通手段が一番効率的でいいのかと、財政問題を含めて考えていたときに今回の国の2次補正の話が出て乗ったのだと、こういう話でした。この過程の中で、その前提となるのは地域からの要望だという話がありましたけれども、これはどの会場でどういう方々からどれぐらいの要望として上がったというふうにとらえているわけですか。

○田村医療局長 基本的に無床化の撤回とか、あるいは延期という話ですから、今回の修正

案の提案理由に書いてあるとおりで、それはそのとおりだと思っけていますけれども、その話の中で非常に言われていたのはやはり実際に患者さん本人もですし、家族の方がお見舞いに行くのが大変だというような話を結構、それは私自身も説明会に全部出ていきましたので、かなりのところでそれは紛れもなく言われております。そして、市町村長さんとの話の中で、さらに具体的に言われたのは、今お話ししたように毎日のように行くような地域が現実にあるのだということをお聞きしまして、確かに言われてみると毎日のようにお見舞いに行くというのもわかるような気がするのです。ですから、そうすると十四、五人の地域の患者さんが基幹病院に入院しているということは、1日に十四、五人の家族の方が行くことがあり得るのだろうということです。そういうことも考えると、こういったジャンボタクシーだと乗りそびれる人が出てくる可能性があるのと、それは当然乗りそびればまたもう一台頼むことになるのですけれども、乗りそびれたから行かせないということではないのですが、そうするとやはり全体としてももう少しキャパのあるマイクロバスのほうがいっだろうというふうに判断をしたものです。

○久保孝喜委員 前回の連合審査の際にもマイクロバスを用意する、いわゆる患者輸送車としての基幹病院との直通無料バスということの選択はいろんな意味で地域交通の計画をつくっている市町村との整合性を図る上でもちょっと乱暴過ぎないかという指摘をさせていただきます。さらには、市町村での患者輸送バスが今なぜ一般の路線バスに切りかわっているかという背景についてもお話を申し上げました。さらに、別の委員からの指摘があったように、基幹病院とのアクセスに困っている地区は、今回の無床化地域だけではないという背景も実はあるわけです。

先ほどの話に戻ると、国の2次補正でそういうものを使える枠組みがあるということでは医療局の現場の皆さん方としたら、これはこの際ほかの地域も含めて基幹病院とのアクセスをよくしようと、そういうふうな発想にならなかったのはなぜなのでしょう。

○田村医療局長 今回は入院患者さんとその家族という前提で議論をしてきました。それで、おっしゃるとおり、外来の問題を考えますと、どの地域でもいろいろ問題を抱えているわけですので、そこについてはまさに地域交通の関係者の方々とかかなり議論をしないと地域交通のほうは逆にガタガタになるということになりかねませんので、我々は今回の中では、あくまでも無床診療所になり、ベッドがなくなってしまうということに伴って生ずる入院患者さんとその御家族の方の足の部分は、これはやっぱり無床ということに伴う一つの対応策として欠かせないものだという判断のもとに考えましたので、病院バスの全体的なお話というのは、これは医療局限りではなくて、やはり地域のいろいろな交通関係者としてお話ししないとやっていけない問題だと思っております。

○久保孝喜委員 今回のマイクロバスという背景が先ほどから再三出ている地域の要望だったという点については、すべての住民説明会に出席をされた委員もございますので、その具体についてはその委員の質問に譲ることとして、私は今回のマイクロバス導入を主たる入院患者さんへの対応ということでやって、外来患者さんについては地域交通全体の中で

協議をするなどという、そういう分け方が妥当だとは一つも思いません。したがって、トータルで基幹病院とのアクセスというのは入院患者であろうと、外来患者であろうと、県下にあまねく良質な医療の均てんをと言っている医療局としては、あらゆる機会、例えば国のそういう2次補正にかかわる特例交付金があるのだとしたら、そのチャンスにこそ実は10分の10だという有利な補助金もあるわけですから、そういう提案をしてくるとかということであれば、まだ私らも理解も進んだかもしれないという思いがあるのです。なおかつもっと言えば、今度の無床化計画もそうであるように、地域との十分な協議が残念ながらない中で、見切りの発車をするという背景がありありだということが私はこの問題を、修正案を通さなければならないというふうに思った理由の一つなわけです。

そういう点で、最初の話に戻るのですが、再議に付した理由と、それからマイクロバスの問題がその中心的な施策であるなどという理由をもって再議に付したことについては、私は非常に疑問が残るという点を指摘させていただきたい。これは、断じて再議に付するような内容ではなかったというふうに私は思いますので、その点を申し上げて質問を終わりたいと思います。

○及川あつし委員 きょう議運でこの再議の取り扱いについてはいろいろ議論がありました。再議だから常任委員会の付託なんか要らないんじゃないかというふうにも一部議論があったわけですがけれども、今の質疑を聞いていて、やっぱりこれは常任委員会に付託をして慎重審議、徹底審議をしなければいけないなというふうに改めて思ったところでございます。私もこの再議というものについて、何でこれを出してきたのかなと、総務部長さんの答弁を幾ら聞いても脳みそが私も悪うございますので、理解ができません。

その前にお尋ねしたいのは、きょうの朝刊の報道であります。早朝この新聞報道を見て肝が冷えました。まさかこれはないだろうと思っておりましたけれども、「県医療局は達増知事に再議の手続を求める方針だ」と断定調で書かれております。この事実確認についてまず求めたいと思います。

○田村医療局長 要するに、今総務部長がいろいろお話ししたように、検討そのものは私もいろいろと私なりに再議の手続の勉強していましたが、そういった中でも修正案がそのまま通るとどういう方法で我々としてお願いできるのかという中で、どうもいろいろ勉強していくと再議という方法しかないようにも見えて、その検討をぜひお願いしたいということでそういうお話をさせていただきました。

○及川あつし委員 新聞報道は、医療局は再議の手続を求める方針だと。今の答弁は、再議の検討を求めるということで違うのですけれども、どちらが正しいのですか。

○田村医療局長 判断するのは知事でございますので、再議のことについて、正確に私自身何と言ったかは記憶していませんが、再議について知事に相談をするとか、そういうトーンで言ったように記憶しております。

○及川あつし委員 それでは、局長さんがいろいろ勉強されたということでありますので、医療局長の再議の勉強された成果をここでお示しください。再議をどのようにとらえて、知

事に再議の方針、手続をお願いしたのか、再議のどういう意義をとらえて知事に申し入れたのか、再議の定義について局長なりで構いません、お願いします。

○田村医療局長 再議の定義というような難しいことは私はわかりません。ただ、私自身も地方自治法の本を読んだりしながらいろいろと検討した中で、こういうときにもう一度お考え直しをいただく方法というのはどういうのがあるのかという検討の中でこういうのがあるということで、いろいろと勉強してきたという程度でございます。今総務部長が言ったようにこの辺の具体の解釈をいろいろと詳しくわかっているのはむしろ総務部サイドですから、総務部サイドにいろいろお聞きしながら勉強して、もしかしたらこれは再議という方法しか、私たちは何とか2月補正でお願いしたいというふうに思っていましたので、それをお願いするには再議という方法しかないのかなというようなイメージで思っていましたので、それでそういうこととお話をさせていただいたということでございます。

○及川あつし委員 私、今決めました。今の局長の答弁で、これは到底再議になったからといって、私も変えるわけにはいかないなど。

今局長、言っではいけない答弁をしたと思うのです。難しくてわからないとか、そんな程度の勉強であって、その程度の認識で再議について知事に申し入れるということは甚だ僕は適当ではないと思います。

私にもわか勉強ですが、地方議会運営事典というのがありまして、今ここにコピーがあります。再議の意義をちょっと読ませていただきますけれども、何で再議をするかということ、長と議会との意見対立の調整と議決等の適正の確保を図り、地方公共団体運営の停滞と混乱を避けるために用意された制度ということ。つまり、これは議運でも飯澤委員でしたか、いろいろおっしゃっていました。再議をする意味をわかっていますか、逆に今のタイミングで再議をやればそれが停滞と混乱を生むから考えたほうがいいと言ったはずなのです。本来的な意義での再議の意味はないということを私は今確認できました。

もう一点、これはどうしても申し上げなければいけないと思います。再議は議決に対し異議を唱え、皆さんがですよ。再議は議決に対し異議を唱え、議会に対し反省を促し、再度審議を求めるためのやり方である。いいですか、再議は議会に対して反省を求めるという手法なのです、これ。医療局長についてはその点を十分理解せずに再議に付したというふうに理解をせざるを得ません。その点の御答弁をいただきたいと思いますし、総務部長もこの点について十分検討して再議に付することで同意したわけですか。確認の意味で答弁を求めます。

○田村医療局長 反省を求めるといふような意図を私自身は持っておりません。私はあくまでも何とかこの2月補正のマイクロバスの予算を通していただきたいと、そうしないとこの新しい経営計画の中に患者の輸送というものを我々としては約束しているわけですので、この約束をしっかりと守るためにはこの補正予算を通していただきたいと、そういうことで、その手続として再議というものがあるということとそのお願いをしたということでございます。

○川窪総務部長 再議の仕組みの中に反省を促しというような制度上の仕組みが仕組まれているというふうには、私はちょっと理解していないところでございますけれども、申しわけありませんが、その事典を読んだことがございませんでした。

それで、議会の側も執行部の首長のほうもそれぞれある判断をするのは、それは適切な判断として判断をされるということで、結論同士が一致しなかったときの調整の仕組みとして法律にそういった仕組みが設けられているのだらうと思うのですけれども、一致しないもとの判断同士というのはそれぞれ適切なる手続に基づいて行われる適切な判断のはずでございまして、片方が片方に反省を促すというような発想は少なくとも今回の案件については全く考えておりませんでしたので、その解説については大変申しわけありませんが、ちょっと読んだことがございまして、失礼いたしました。

○及川あつし委員 総務部長並びに医療局長がいみじくもその点は理解をしてなかったということですので、私は少なくとも今回の再議については、再議の意味を十二分に理解せずに唐突に出した過ちだったというふうに理解をさせていただいたところでございます。

きょうは知事が、さっき質疑の中で何で土下座したんだといったときに、お願いをしたいからだと、どういう説明だったか忘れまされたけれども、私は再議というのは我々に反省を求めているという理解があったものですから、何で知事が土下座するのだらうなと思ったのです。これでわかりました。皆さんの再議の理解が不足をして今回再議が出されたということをお願いして、この事項については終わりたいと思います。

次に、先ほどの飯澤議員の質疑の中で、重大な知事の答弁がありましたので、その点についてお伺いをしたいと存じます。本来であれば時間がたっぷりあれば委員長に議事をとめていただいて、速記を起こしていただいて、その確認をするべき重大な発言があったというふうに私は理解をさせていただきました。

いわゆるおわびについてであります。これまで知事がやってきたおわびは、結果として住民の皆さんに対して不安と御迷惑をかけた、この点についてはおわびをするということで、全部一貫していたのです。しかし、皆さんも聞いて気づいたかどうかわかりませんが、さっきの質疑の中のおわびは手続も間違ったというおわびをしたのですよ。手続を間違った、もっと早くやればよかったとか、いろいろ言って、凝縮して言いますと手続の誤りを初めてきょう質疑の中で認めたのです。これは重大だと思うのです。つまり、手続に対しておわびをしたということは、手続に対して瑕疵を認めたということなのです。そうなってくると、手続の瑕疵を事実上本会議答弁で認めた以上、この計画については瑕疵を認めたのであればどこか何かしらの修正、再検討、田村誠代表が工藤議員の質問の関連質問で、あれがぎりぎりの提案だったのではないかと思いますけれども、ああいう提案をのまなかったことがここまで来てしまった原因だと私は思っています。いずれにしても最終最後の第4コーナーを回った段階で、知事は手続に関しておわびをいたしました。それを踏まえて、今回の計画について再度協議する余地がないかどうか、医療局長お答えください。

○田村医療局長 計画案の全体の見直しというような趣旨と受けとめてよろしいのでしょうか。そういう趣旨ですか。我々はあくまでも当初、最終計画案としてまとめたものが我々の案もとれた、決定した計画でございますので、我々とすればこの計画を予定どおりやらせていただきたいというふうに思っておりますし、その準備をできるだけ早くしっかりやりたいというふうに考えております。

○及川あつし委員 では、局長、計画は変えないということのようでありますので、先ほどの知事の答弁をどのように理解しましたか。同時に、田村医療局長も手続面に関しておわびをする気持ちがございますか。つまり、瑕疵を改めてお認めになりますか。

○田村医療局長 済みません、私はその辺の知事の発言をきちっと記憶しておりませんが、その辺は確認させてからにさせていただきますと思います。

○及川あつし委員 今、答弁不能だということでもありますので、時間が経過して余りやりたくないわけでもありますけれども、知事の先ほどの本会議における答弁を確認して答弁を求めます。

○千葉康一郎委員長 及川あつし委員に申し上げます。速記を起こして確認をしてほしいということがございますか。

○及川あつし委員 局長が答弁できないということでもありますので、速記を起こすのがベストだと思いますけれども、局長が答弁できる環境をつくってから私の質疑に再度入っていただきたいと思います。お願いします。

○千葉康一郎委員長 医療局長、確認してください。

暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○千葉康一郎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

再開に際し申し上げますが、審議が終了していない場合であっても一度午後 11 時を目途に休憩をとらせていただきたいので、よろしく願いいたします。

○田村医療局長 テープをちょっと聞いてきましたが、その中で斉藤信義員の質疑に対しての答弁の中というふうに思いますが、知事のお話しになったのは非常に増強していくようなときには早い段階で関係者にも相談できるのだけれども、縮小していくような流れのときには安易な提案ができないので、いろいろな代替措置とかそういうのを検討すると、そういうことのために結果として早い段階でお示しできないと。今回のことについても多分早い段階でお示しできなかったことは申しわけないというふうな趣旨のお話でございます。私も実は知事のこの早い段階でお示しできなかったというお話は、12 月の段階での 6 団体の要望のときにも 11 月という時期に提案を公表させていただいたということについてはおくれたことに申しわけないという話はもう 12 月の時点で知事は言うておりますので、私は同様の趣旨と理解しております。私どもも 12 月の議会の段階で同様にやはり 11 月という形で提案が遅くなったということ、公表が遅くなったことについては申しわけないと、私も

同様の趣旨のことを言っていますので、そのときと同様の趣旨の発言と私は先ほど聞いて受けとめました。

○及川あつし委員 聞き取り方とか、理解の力とかもいろいろあると思いますので、水かけ論争になりますのでここはやめます。

いずれ時間をとって恐縮だったわけではありますが、私の理解は6団体に対してはその時点でおくれてしまったことについてはおわびしていると言っていますけれども、我々に対してはなかったのではないかなというふうにも思っております。いずれそういう部分も含めて、でもやはり計画案は粛々と進めたいということの答弁だと理解をさせていただきましたので、この点は終わります。

最後に、これも答弁ですが、修正案の動きがわからなかったのも、十分に対応を検討する時間がなかったという発言もあったのです。私はずっと議会を見ていると、どうも執行部の皆さんは議会がどういうふうに進んでいるか、情報をとっている方がいないというような、常々そんな気がいたしております。今回も知事はそういう答弁をしています。修正案については事務的に私もお手伝いさせていただきましたけれども、この修正案の提案の動きについては、原案を作成する段階で少なくとも執行部は3月3日ないしは4日にはわかっていたはずですよ。そこから十分な検討の時間がなかったというのは、知事が知らなかっただけかもしれませんけれども、総務部長はこの修正案の動きはいつ知っていましたか。

○川窪総務部長 正確にいつというのが思い出せないのですけれども、きのう5日が委員会の日でございましたので、その前の日、4日だったと思うのですけれども、正確に何日の何時だったかは思い出せませんが、委員会の前の日だったというふうに記憶をしております。

○及川あつし委員 いずれ4日に最低でもわかっていたというのであれば、きょうの本会議まで時間がなくて検討もできなかったというのは非常に私はお粗末だと思いますし、もっといえば今回の議会に入る前に今の議会の雰囲気とか、住民の皆さんの雰囲気とか議案がこうなったらこうなるのだという検討をすべきだったと僕は思うのです。そこをやらないうちからこういう不要な再議の趣旨を十分理解しないままに再議の手続に入ったり、いろいろな混乱を招いているということを最後に強く指摘をして終わります。

○高橋比奈子委員 私は、きのうの総務常任委員会で総務部長に修正案を可決すると大幅に困ることはありますかという質問をしているのですが、そのときの答弁をもう一度この場でお願いできますでしょうか。

○川窪総務部長 最大の困るポイントとしては、マイクロバスの購入ができなくなるということでございます。

○高橋比奈子委員 そういう答弁だったと思うのです。ということは、購入ができなくなるということはお伝えいただきましたが、再議を持って何が何でも通していただきたいということをこの時点では答弁されてないわけですね。ですから、困りますというだけで、もちろん何が何でも通してほしいということはおっしゃられなかったのです。ですから、例え

ばそのときの答弁から考えると再議にするというふうに総務部長が発案されたとは思えない。再議にしたいということを経理局長が発言されたというふうな形で今のこの委員会の中でのお話がありましたけれども、確認をさせていただきたいのですが、再議にしたいと発案をされたのは経理局なのか、総務部なのか、知事からなのか御答弁をお願いします。

○川窪総務部長 昨日の委員会は経理局のほうが総務委員会よりも先に終わっておりまして、そこで修正案が委員会で可決となったという段階で経理局長のほうから再議の検討を知事に相談しようという話が出ていることが、私が総務委員会が終わって総務部のほうに戻ったよりもちょっと早かったのかなと思いますけれども、そういう意味では若干こちらが早かったかなということはあると思いますが、検討はまさに庁内の関係部局の幹部、また知事、副知事を含めましてみんなで検討しておりますし、最終的にはけさの庁議でも検討し、方針を定めるというようなことをごさいますので、だれかが言い出しっぺというよりは、今申し上げたような事実関係でございます。

○高橋比奈子委員 今検討はしていたというお話があったのですけれども、それはいつからどの場所で検討されたのでしょうか。再議に関してです。

○川窪総務部長 経理局長も先ほど勉強と申し上げておりましたが、私のほうも先ほど4日だと思えますと申し上げましたけれども、修正案の検討があるという情報を耳にいたしましたときから、仮にそれが可決ということになった場合にはどういう手順を考えなければいけないのだろうかという意味で、そのときからは検討なり勉強なりをしているという意味で検討しております。

○高橋比奈子委員 ということは、そのことは知事にもこういうことがありますということをお話されたのですか、それとも知事のほうからそういうお話があったのですか。

○川窪総務部長 この委員会の前の日、その4日の日の、正確な時間は覚えておりませんが、4日の午後とか夕方とかだったと思うのですけれども、こういう情報がありますということを知事のところにも話をし、私もその場合にどう対応することが必要なかということについてさまざま検討していますという話。それから、再議という制度もありましてというような話はそのタイミングでしているというものでございまして、どちらかという私が説明をしているというような事実関係でございます。

○高橋比奈子委員 それでは、その際知事に説明をどのようにされたのかを恐れ入りますが、お知らせいただきたいと思えます。

○川窪総務部長 修正案の内容としてマイクロバスの購入の部分の減額削除するという案のようですという話を説明すると同時に、このマイクロバスの購入が削除になった形で議会の議決が確定してしまうとこれを買えなくなるというのが大変一番困るポイントですという話、それからそういう仕組みにどう対応するかということについては検討中ですという話、検討中という検討の中にこういう仕組みもありますという説明などという状況でございます。

○高橋比奈子委員 では、再議以外にほかの方法は検討されなかったのでしょうか。

○川窪総務部長 先ほども申しあげましたように、議会の議決がそれで確定するということを前提としてしまいますとその他の手法で何とかバスを買わせていただくという話がうまく提案できてお願いできるのがあり得るかなということはもちろん考えたわけですが、これも難しい、あれも難しいというような意味で、できそうだという意味での案というのは結局これ以外には見つからなかったという状況でございます。

○高橋比奈子委員 それでは、今回バスを買おうということで交付金があったので、これに乗りましたと医療局長さんがおっしゃいましたが、結局何とかしようというあがきで見出したものであろうと、私はそのときにお聞きしたのですが、実際に修正案が可決されたということによって再議に出すほどこれは重要だということを確認され、またこの方法しかないと考えられたのはいつで、どういう説明を知事にされたのでしょうか。医療局長にお伺いします。

○田村医療局長 今回の2月補正のことで、私自身、マイクロバスがどれぐらいのお金かかるかというのは内部でも調べましたし、我々役人のさとして、幾らかでも安く買う方法がないかと調べるのは、これは当然のことなのです。その中で、この2次補正予算のいろいろな情報を取り寄せていくとどうも使えるのかもしれないなというようなことで、そしていろいろ情報収集させていただいて、どうもやっぱりこれは使えそうだというので、マイクロバスだけではなく地デジもそうでしたけれども、医療局として必要な備品の中で地デジとマイクロバスが使えそうだと。しかも10分の10だということで、医療局としても非常に財政的にも当然厳しいわけですから、少しでもそういうような思いでこの2月補正に乗ったという言葉を使ってしまいましたけれども、それで2月補正でお願いをしたと。聞けば2月補正でないところへは使えないというふうにも言われたものですから、2月補正でお願いをするという形をとったものです。

それで、その際に先にこちらが議案として先議になるということについては今こういうことになっているわけですがけれども、正直そこまで考えが及ばなかったというのが正直なところでございます。

○高橋比奈子委員 今お聞きして、そういう考えまで及ばなかったということは非常に私もう一んと思いながらお聞きしているのですが、今の御答弁の中でいろいろな検討されたとおっしゃったので、バスを購入するに当たって、どこからどういう見積もりをとられて、どう調べられて、そして5月から走れると考えているという御答弁も先ほどあったのですがけれども、その5月から走れると考えているというところまで至ったその過程、どういうことを調査されてそのようにおっしゃっているのか。あわせて4月、5月に2,000万円を予算のほうに計上しているということなのですが、そこまで至った過程として、先ほどジャンボタクシーだともしかしたら9人だと乗せられないかもしれないということで、この2,000万円の中には多分詳細な調査があってこの2,000万円というのを出されてきていると思うのです。そこの部分をお知らせいただきたいと思います。

○熊谷参事兼管理課総括課長 2,000万円の根拠でございますけれども、路線ごとに積算い

たしますと1年間にメーター走行でお願いしますと5箇所分でございますが、1億3,000万円ぐらいになります。それを2カ月ということになりますので、2,000万円程度。年間1億3,000万円かかります。2カ月だと2,000万円ということで今予算は計上しているということでございます。

(高橋比奈子委員「バスの購入について」と呼ぶ)

○根子病院改革室経営改革監 バスの見積もりでございますけれども、うちのほうの福利厚生施設であるぬくもりの里ヌックで購入したバスを基本にしながら額を算定しております。それから、あと納車の関係については補正後、可決されますと、その後入札をして、それから契約し納入しますといったようなところ、これまでの自動車の購入の手続を踏めばおおよそ5月中には納車できるのではないかとということで計画してございます。

○高橋比奈子委員 それではお聞きしますが、来年沼宮内病院が無床化されると50人の方々に来年の時点でバスを出すとかということを考えなければいけないと思うのです。今回は交付金で無料だったということは、例えば50人の人たちをお送りするのにバスを出すのに今回交付金あるのだから、そこで買おうとか、そのときは実際には50人の沼宮内病院に対してはこういう形で同じようなことをされるということまで話し合いをされているのか、この辺も含めてお聞きしたいと思います。

○田村医療局長 沼宮内病院の無床化は我々の計画とすれば平成22年の4月でございますので、1年間全く使わない状態で車を10分の10のお金で買うというのは、それはさすがに無理だろうということです。ただ計画の中では当然お約束していますので、それは平成22年の4月に向けて、もしかして何かいい制度があれば別ですけども、基本的には医療局の単費で購入して対応するというように考えております。

○千葉康一郎委員長 改めて申し上げます。本日の議事運営の対応を決定する必要がありますので、午後11時をめぐりと申し上げましたが、その時刻になりましたら休憩いたします。そういうことをお含みの上、まず御質疑をお願いしたいと思います。

○千葉伝委員 いろいろ質疑で長引いていると、私も本来はこの質疑はかなり荒唐無稽な部分があるかなと、こう思っております。そういった意味も含めて若干話をさせてもらいます。

そもそもという話であります。この補正予算の中にマイクロバスが入ったと、この時点で、そこを抜いた分の修正案として私もその修正案に賛成いたしました。その中身、その理由というのは、今回の医療局が進める新しい経営計画、それは私どもの議会にかからない格好で、さらに3カ月の間に急遽執行されるような計画だと、こういうことで前から私も議会でも話をさせていただきました。地域の皆さんのしっかりした御意見を聞きながら、そしてまたこれからの地域医療あるいは県全体の医療と、こういったことで進めるべきものと、こういうことから何でこんなに早くやるかと、その部分がまず一つあります。そして、それを今回の修正案の中にマイクロバスを購入して進めるという部分が入ったものですから、私どもは本体の補正の分は、これは先ほどの修正で通したと、こういうことで久保委員初めいろ

いろそういう話であります。私もそういうことで進めていました。ただ、ここの中で再議という形で皆さんなり知事が示してきた部分が、知事は自治法上できると、こういうことであるわけですが、再議の考え方というのは先ほど来、総務部長も言ったように軽々にやるものではないと、こういう議論がされたわけでありまして。私は2,300万円が小さい、大きいという金額の話ではなくて、補正全体の話からすれば本来は来年度予算で対応すべきものということで、これを認めることは計画を認めるということとつながっていくのだと、こういう解釈を私はした上で、ですから補正の部分では認めるわけにはいかないということと来年度計画の中でしっかりとそこは今の議論をすべきものだったというふうに思っています、そういう意味で判断したということです。

部長、この再議、先ほど来の意味づけもありました。そして、どうしても再議までかけて通さなければならないことだったかということを見ると、これは岩手県の議会が始まって以来の最初のやり方です。それから、全国でも余りないと思います。一部聞いているのは条例案については再議でやりとりをしたと、こういうことで、やっぱり条例というのはいろんな意味で考える必要があるというので再議がかかったのかもしれない。それと同等の中身までになるかという話になると、私は今回の再議というものは、いわば伝家の宝刀と言うべき中身ではないかなと。そうすると、伝家の宝刀というのは抜いてはだめなのです。よっぽどのことの原因がつかなければだめなのですと私は思うのです。したがって、今回の本来抜かないで済むやり方があったのではないかと。それが先ほど来の交通手段の確保ができなくなるというのは、さっきからの議論では、これは担保されてないと、こういうふうに思うわけでありまして。部長にお聞きしたいのは、あなたは国に帰るかもしれません。でも岩手でこの再議を初めてかけたという張本人は知事とあなただと、こういう事実が残りますよ。そういう意味で、本当に今回再議にかけてよかったというふうな中身としての妥当性をどうあなたは考えるか、再度お答えください。

○川窪総務部長 議会で削除、減額になった予算の再議をお願いするというのは、先ほど申し上げましたように極めて異例の例外的なケースに限られるべきでありますし、限られなければならないのでありますが、今回のマイクロバスの整備という予算が不可であるという形で議決が確定するという事になってしまいますと、どうしても来春からの交通手段の確保といういわば計画に盛り込んだお約束を果たすための予算というものがなくなってしまうということから、こここのところにつきましてはほとんどのケースは議会で削除、減額があれば、それはわかりましたということで、その事業をやらないという決断をすることになるのだらうと思っておりますけれども、これをやらないという決断をここでするということが難しいということから再議をお願い申し上げているというものでございます。

○千葉伝委員 ちょっと今の理由は、私はこの再議をかけるまでの理由にならないと、こう私は解釈します。例えば仮にという話になると5月、6月からやると、その間は別な予算で対応できると、こういう話もしているわけです。だったら、地域の皆さんに本当にこういうことでやる、やらないということを久保委員と同じ質問になるかもしれませんけれども、ゼ

ひ本当に必要なものであれば6月の補正でも、あるいは来年度の当初の分で今つくっている予算があるわけなので、2カ月分なりさらに補正して2カ月、3カ月やると。その間に、私は本当に必要なものであれば地域の皆さんにお願いしますと頭を下げて頼みますよ。私らだって、地域でこれは絶対必要だということを通します。ただ、それが今の時点で、これは仮にの話をしていますから、そこの部分は今回の補正の中に再議としてかける必要のものではなかったのではないかと、こういうことを申し上げたいと思いますが、再度その部分で再議の部分ですから、部長に確認します。

○川窪総務部長 きょうも御答弁申し上げましたように、議会においてこの事業をやってはいけないということで判断が示され、それを確定するというについてわかりましたと、そこは再議はいたしませんということで判断をし、そういう形で結論が出たという場合にはほかの対応策でそれを何らかの形で復活というのでしょうか、させていただくような手法が見つけれなかったといえますか、それがどうしてもなくて、今回のケースについては再議をお願いすることを通じて何とかマイクロバスの整備の予算を認めないということで議決確定ということにならないような手続をお願いしたいということで、結局この手法しかなかったので、申しわけないのですけれども、やむを得ずこれをお願いしているというところでございます。

○千葉康一郎委員長 この後、どの程度の質疑を予定されておりますか。質疑をされる方、ちょっと挙手を願います。わかりました。

先ほど申し上げましたとおり、本日の議事運営の対応を決定する必要がありますので、暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○千葉康一郎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○高橋博之委員 今回の国の2次補正予算による交付金が仮になかったら、この2月補正予算として何らかの形で措置されたのでしょうか。

○川窪総務部長 仮になかった場合でございますけれども、バスの購入を実際にどのタイミングでということにかかわりますけれども、恐らく当初予算のほうにバスの購入経費のほうは計上した形になっていたであろうと考えております。

○高橋博之委員 結局経営計画案自体の手順を踏まずに合意形成も図らずにという同じ過ちをまた繰り返しているような気がして、その合意形成を図るということと、それから国の交付金をいただけると、この二つを天秤にかけて国からただでいただけるのであればということで、そっちをとったということなのだろうと思うのですが、やはりその点については問題があると思うのです。総務部長、いかがですか。

○川窪総務部長 2月補正と当初予算はお互い行き来もございますし、あわせて一つというようなパターンの予算もございますし、いろんな形で一体的になっているケースが多う

ございます。今回もそういった意味で同じ計画を実施するために必要な経費につきまして当初予算にいわば大半は乗っているわけでございますけれども、その中でこういう購入関係経費については交付金も活用可能ということで2月補正のほうに計上させていただいて、いわば同じ2月議会において御審議をいただきたいということで計上したものでございます。

結果的に2月補正のほうに先に審議ないし採決のタイミングが上がってくるということがございましたので、そのところで今回、いわばお手数をおかけしてしまうことになってしまっているのですけれども、これは計上するときには計画をお示しし、それに基づいて実際の病院事業をやっていくための予算を2月補正のほうもそうですし、当初予算もそうですし、それはそれぞれ計画をお示した後に予算を議会に提出させていただくという日程の中でお願い申し上げているということでございます。

○高橋博之委員 医療局長にお聞きします。11月17日にこの経営計画案が計上されて、あと10日ぐらいで4カ月になろうとしているわけですが、立場は違っても岩手の地域医療を守るという同じ目標でこれまでずっと議論してきたわけですが、最後こういう再議という形になってしまったことをとても私は返す返すも残念に思うし、不幸なことだというふうに感じておるのですが、医療局長はこのような再議という形になってしまったことについてどのように感じておられますでしょうか。

○田村医療局長 私とすればマイクロバスを何とか5カ所の診療所に入れたいという思いでやっているわけですが、一方でこういった時間にまでこういう形になっているということについては非常に恐縮しているというか、申しわけない。こういう形で夜遅くまで審議をさせていただいていることについては非常に申しわけないという気持ちを率直に持っております。

○高橋博之委員 ここに至るまでに我々の側からも何度か歩み寄りというか、ほかに折り合える点がないかということですと探ってきたわけですが、よく対立、対立と最近言われるのでありますが、対立しているつもりは全くなくて、そもそも当初医師不足を掲げる医療局、それから地域医療を守る、無床化反対という住民の皆さんがずっと平行線をたどっておったわけですが、どちらも満額回答を求めていたら、これはゼロか100ではないわけです。岩手の地域医療をどうやって守るのだということで今年の12月議会に提出された請願、これに意見書をつけて我々も採択をしたわけです。

この間、我が会派の田村代表から我が会派としての提案をさせていただいたわけですが、あれもぎりぎりの提案でありまして、我々自身医療局の提示をしている計画案を白紙撤回しろだとか、無床化反対だとか、そんなことは一言も言っておらないわけです。どこかに折り合えるところはないのか、そういう思いで半年間と、こういう猶予を設けて、半年後には無床化もやむを得ないと、そういう中で2次医療圏ごとに関係機関が集まって何とかベツトを活用していける道がないのか、医療を守っていける道がないのか、議論をしていこうということで呼びかけたわけでありまして。その呼びかけに対してお答えをいただきましたかった

というふうに思うわけでありますが、いかがですか、医療局長。

○田村医療局長 知事が答弁した部分でございますので、基本的には今回の計画、私どももこういう形ががちに向き合うというつもりはないわけですが、ただ一方で半年の延期というのも我々の現場の医師との話では、その半年の延期というのはそんな簡単なことではないということが基本認識です。そういうこともあって、半年というお話がありましたけれども、私の記憶では田村議員の質問に期限は書いてなかったと思っておりますけれども、いずれ半年というのはそんなに簡単なことではないという現場の医師の感覚を申し上げさせていただければ、私どもは半年延ばすということも、それが本当に簡単なことであれば違うと思うのですけれども、我々の感覚や現場の医師たちの思いとすれば半年といえども決して簡単な期間ではないというような思いがありまして、ああいう形の答弁にいろいろと知事と相談した上でああいう答弁をさせていただいたところでございます。

○高橋博之委員 簡単でないことは我々もこれまでの議論を通じて十分に理解しているところでありますが、一方で医療の受け手である地域に住んでおられる方々にとりましてもこのままベッドを取り上げられてしまうということは簡単なことではないわけです。

知事も最近になって住民の皆さんにおわびをし、そしてきょうの午前中の記者会見では、これまで本県の地域医療が置かれている状況、医者が足りないという状況を県民にもっと説明すればよかったと反省をしているということについても言及をされております。また手続の面でもやはり反省をしなければいけない。この三つの点について素直に正直に瑕疵を認めているわけですが、こういう瑕疵が全くない状況であればこのまま4月に突っ込んでいくということもありなんでしょうけれども、いずれ御本人みずからが三つの瑕疵を認めている。

それから、きょう本会議場であのような形で我々議会に対して御本人はお願いということでありましたが、頭を下げる相手が僕は違うのではないのかなというふうに思うわけです。知事は住民の皆さんに何とか一緒に頑張ってくれということで頭を下げておりますが、お医者さんになぜ頭を下げないのか。半年間大変だと思います。でも4月の凍結イコール経営計画案の白紙撤回ではないのです。岩手が県で一手に背負ってきた地域医療をこのままでは背負い切れないことは、みんなわかっている。だから、おろしていくことについても少しずつおろしていくことについての合意形成が図られているのです。おろし方なのです。全く準備しないところに今ぶん投げようとしているわけです。そうでなくて、もっとそっとおろしていこうと、こういう呼びかけをさせていただいてきたわけでありますが、もう時間もないわけですが、改めてこの地域医療を県がずっと背負ってきた。背負ってきたということは、それをおろしていくときも僕は責任があるというふうに思うのですが、このまま4月に実施ということで進んでいかれるのか、改めて医療局長にお聞きをいたします。

○田村医療局長 これについては再三申し上げてきているように、4月からの実施ということで再三医師不足の状況等も申し上げながら言っておりますので、その点については今までどおりの考え方で進めているということで御理解いただきたいと思っております。

○高橋博之委員 今回すごくいい動きがありまして、地域の住民の皆さんがこれまで病院だとか行政に声高に要求を突きつけていただけだった住民の皆さんが自分たちも悪かったのだと、反省していると、自分たちに何ができるのだと考えたいと、そして行動したいと、これすごいことですよ。まさに気運が高まっているという、この動きに4月に一刀両断でもう無床化だということではこうした動きに水を差すことになってしまうのではないのかなと思います。この後の岩手県の地域医療を守っていくという流れにも水を差してしまうことになるのではないのかというふうに心配しているのですが、いかがですか、局長。

○田村医療局長 基本的な考え方は先ほど申し上げたとおりでございますけれども、地域の方々と話し合う場が欲しいということは私も同感であるし、もっと早くやればよかったのではないかなと言われればそのとおりだと思っております。

今回、地域の市町村連絡協議会というものを立ち上げさせていただいたのも、やはりまずもってそういう話し合いをきちっとする場が欲しいと、我々も欲しいというふうに思いましたので、そういうことでつくらせていただきましたが、本来であればそういう延期をした上で、話し合いをした上でというそういった地域の思いというものもわかるわけですが、先ほど来言っている医師不足のそういった状況を考えると、申しわけないのですけれども、何とか4月から実施させていただきたいということで、ただ地域とのいろいろなやりとりについては、これについてもしっかりやらせていただきたいというようなことで考えております。

○高橋博之委員 最後にしますが、もう少し早ければというお話もありましたし、これまでも何度も聞いてまいりましたが、きょう午前中の記者会見で知事がずっと平行線をたどってきているような状況が続いてきていると、こういう状態に対してこういう御発言をされておりました。資源の配分から政治の役割が我慢の配分変わったというようなお話をされておりましたが、私はそのこと自体はそのとおりだろうというふうに思います。縮む社会にいかにか我々の身の丈を合わせていくのか。どうしてもそのときにサービスの縮小やカットというのが出てくると思います。大事なものは、その住民の皆さんの痛みであるサービスのカットや縮小をどう合意形成を図りながら物事を前に進めていくのかということがこれからの時代大変重要なのだろうというふうに思うのです。ところが、この後が知事の考えと私の考えは違うのでありまして、我慢を求めるからこそぎりぎりになるのだと、できるだけ住民の皆さんの負担のないように考えるからぎりぎりになってしまったと、こういう話をされておりましたが、僕はこれは違うと思います。我慢や負担を求めるからこそ時間をかけてその中に対象となっている住民の皆さんも代表を入れて一緒に議論するということが僕はやっぱり必要なのではないのかなというふうに今回のことを通じて改めて思いました。この先、県立病院の再編ネットワークというものはここで終わるわけではないというふうに思うのですが、今回こういう無床化の経営計画案、4カ月やってきたわけですが、この先も同様の手順でおやりになっていくおつもりですか。

○田村医療局長 計画を策定したばかりで、先のお話を言うのはちょっとどうかなと思いま

すけれども、基本的には私自身もやはり反省すべき点は多々あったというふうに思っています。ですから、仮に次の計画のときにこの反省点はやっぱり生かさなければいけないだろうというふうには思っていますけれども、ただ、今の計画は平成21年からの5年間の分ですので、余り先々の話を言ってもいかがかと思えますけれども、基本的な認識としてはやはり反省すべき点は、一言で言いますと立ち上がりが遅かった。計画をつくるのに9カ月ぐらいかかってしまっているわけです。そういった意味で、立ち上がりが遅かったということは非常に反省しております。もう少し立ち上がりが早ければもう少し違った展開になったのかなというようなことは感じております。

○木村幸弘委員 大変遅くまで御苦労さまでございます。私は、昨日までは修正案を提出する立場の中でここに同席される委員の皆さんの御質問をいただきながら、今回の問題について修正案を提出し、そしてこの問題を何とか当局の皆さんと一緒に一つの方角として地域の皆さんにしっかりとお伝えできるような妥協の道あるいはその方角が探れないのかという思いでございました。

今回こうして再議という形で本会議で可決された案を改めて議論する手続をとられたということで、前段この再議の取り扱いを含めた、あるいはその意味も含めた委員の皆さんからの指摘、そういうお話を聞くにつけて本当に再議をすることの意味が今回あったのだろうかというふうなことをまず感想として思ったところでございます。それぞれいろいろな問題点を既に指摘をいただいておりますけれども、そうした中できょう本会議で知事があのような土下座をしながらこの再議の手続をとったわけでありますが、その際、本会議における斉藤信義員の質問に対し土下座4回の意味は何だという質問をされた際に、知事は再議をお願いするために、特に礼を尽くす必要があるから頭を下げさせてもらいましたというふうな意味の答弁をされた。私はそれを聞いて、だったらと、これまで11月に提案をされてから地域の皆さんのさまざまな不安やあるいは心配、そうしたものに対してようやく最近になっておわびの言葉を告げるようになり、そして今回の問題については再議のために礼を尽くすことを頭を下げる思いでやったという、その知事の考え方がどうしても理解できないといえますか、だったらもっと早くに住民の前にしっかりと立って自分の考えや決意をしっかりと述べるべきだったろうというふうに思ったわけであります。

そして、きょうのこの質疑のやりとりの中でも医療局長さん、この再議をすることの意味として何とかマイクロバス購入を通していただきたい、足の確保を約束しているので通してくださいという御答弁であります。その何とか通していただきたいというその思い、熱意を考えたときにもっと住民と向き合う時間や、あるいは協議をする、その熱意こそがこの間に求められていたのではないですか。

きょう、遅くまでこうして住民の皆さん、代表も傍聴しております。連日のように皆さんがこの議会の議論を注視し、そして自分たちの思いや声が十分に届いていない、そんな歯ざしりをするような思いの中で見詰めていると思うのですけれども、そうした状況を考えたときに議会に対する手続手順も含めて、あるいは住民に対する説明責任も含めて前回5年

間の実施計画のときには、例えば大迫地区の例を申し上げれば大きく4地域に分かれている地区でありますけれども、説明会もすべて4カ所に回ってきめ細かくその診療所化に向けた説明を開いているわけです。今回は時間がない、時間がないとたった1回それぞれに行き、そして地域の懇談会を開きますということで、また同じ議論をそこで提案をして住民との合意形成を図るその手段を極めて限定的なものにしてしまっている。そういう中でこの計画を推し進める。そのような姿勢を本当に私は今回の経営計画を含めて、そしてこの補正予算も含めてどう住民の皆さんに申しわけないという思いも含めて今回の計画案を押し通そうとするのか、いま一度その気持ちというものを伺いたいというふうに思います。

○田村医療局長 住民の皆さんに押し通そうとするという言葉がございましたけれども、限られた時間であったために住民の方々と説明会、懇談会は1回ずつしかできなかったというのはまた御指摘のとおりで、一言もございませんけれども、一方で再三議会の中で申し上げてきましたけれども、医師の状況も本当に刻々とお医者さんが減っていくという状況があって、その中で岩手県全体の医療を守るという流れの中で、やはり私も大変申しわけないとは思っています。無床化をして喜ぶような地域があるとは毛頭思っておりませんので。

ただ、一方で全体のお医者さんのマンパワーをどういうふうに県立病院の中で使っていくという言葉はあれですけれども、当該診療所の医師だけではなくてセンター病院である中央病院、それぞれの基幹病院のお医者さんたちが本当にあちこち応援しながら運営しているという現実があるわけですので、そういった現実の中で、今回無床化したからにわかに楽になるということではないのです。少なくとも楽になるということでは決してないのです。ただ、余りにもひどい状態を少しは和らげられるのではないかというような気持ちですし、それからもう一つ、医療局の思いとしては、お医者さんたちがこれだけ大変な思いをしているときに勤務負担を少しでも軽くする方向に向いて我々が動いているのかどうかということは非常に私は背中からひしひしと感じております。ですから、その部分もあって、やはり本当に無床化になる地域の方々には、ですからこそ私どももできるだけ知恵を絞って8項目の対案ではないのですけれども、経過措置的ないろんな緩和措置といいますか、先ほどのマイクロバスの問題もそうですけれども、そういったものを織り込みながら地域の方々の不安とか不便が少しでも緩和させる方策はないかということでやらせてきていただいているということで御理解をいただきたいと思います。

○木村幸弘委員 日付が変わろうとしておりますので、これ以上の堂々めぐりの議論もできないわけではありますが、ただ本当に岩手の医療が大変だ、危機だということが再三再四知事からも、そして医療局からも説明されてまいりました。それで、きょうの本会議の質問の中でも、少しずつみんなで我慢してもらわなければならないという知事の発言がありました。いわゆるオール岩手でこの危機を乗り越えようというふうな思いだと思うのですが、そうした中で実は今回の医療経営計画というのは、結局この6地域の方々のその診療センターと病院の病床廃止と診療所化というところに特化されてしまって、本当の意味での岩手

県の全体の危機だという状況をみんなで考えていこうではないかという形での取り組みが実はこの短期間ではできなかったと思うのです。結局昨年11月に提示をされて、当然無床化を示された住民は大変だという思いになりますよ。でも、他の地域においては、ほかの基幹病院のお医者さんは大変なのですということをおっしゃいますけれども、その認識を県内35市町村みんながそれを共有する、そういう方向での議論がされてきたのでしょうか。

保健福祉部長にお伺いしますけれども、みんなで支える県民会議ですか、これが医療計画が示された後につくられて活動が展開されました。たしか2回ほど集会をやっていますね。そこに6地域の住民、市民組織をつくって自分たちの地域医療を守ってくれと訴えているこの地域の皆さんにその支える県民集会への呼びかけをしていましたか。してないですよ。しかも、我々議会もそのイベントにかかわろうと日程を考えたときに、この間の行われた集会は10日前議運と医療局の成案が説明をされる日と同じ日程、時間に重なっているのです。住民の皆さんは、議会にその真意を見守りたくて来ているのです。一方、知事はそちらの支える集会に行って岩手の医療は大変なのですということで、ごあいさつをしながらさまざまな地域医療で頑張っている先生方をお呼びしてパネルディスカッションをやっている。私は参加者から聞きました。知事の発言からは、確かに一通りの岩手の医療の現状というのが伝えられたけれども、そこから何か頑張っていこうではないかという、そういう思いは伝わらなかった。むしろパネルディスカッションでさまざまな各地で取り組んでいるNPOの皆さんとか、そうした方々の地域医療を守るために私たちはこんなことをしているのだという、そういう意見や提言はこれからの医療を考える上ですごく勉強になったというお話をしていました。そういうことを含めて考えると…

○千葉康一郎委員長 木村委員の質疑の途中ではありますが、ただいま3月7日、午前零時であります。3月6日の会議を閉じ、改めて本日の会議を開きます。質疑を続行いたします。